

議員提出議案第4号

芦屋市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第13条第3項の規定により提出します。

平成27年10月7日

芦屋市議会議長 畑 中 俊 彦 様

提出者 芦屋市議会議会運営委員会
委員長 中 島 健 一

提案理由

委員会の出席に関する規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市議会委員会条例の一部を改正する条例

芦屋市議会委員会条例（平成16年芦屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第12条中「委員は」の次に「，疾病，出産その他の事由により」を加える。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。